

平成27年9月定例会 防災対策特別委員会（付託）

平成27年10月7日（水）

〔委員会の概要〕

須見委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 徳島県立南部防災館にかかる指定管理者の応募状況について（資料①）

黒石危機管理部長

この際、一点御報告いたします。お手元の委員会資料を御覧ください。徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございますが、1、指定管理者の募集スケジュールにありますとおり、8月6日から県のホームページに募集概要を公表するとともに希望者に対し募集要項等の配布を開始いたしました。

また、8月28日に現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を順次行ったところであり、去る9月24日の申請書類の受付終了までに、2、指定管理者募集における応募状況に記載のとおり、1団体から申請がございました。今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て指定管理候補者を選定し、12月県議会へ議案として提出したいと考えております。以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

須見委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

達田委員

それでは、本会議で質問をさせていただいた続きもございませぬので、何点かお尋ねをしたいと思ひます。第一番目が河川監視カメラについてなんですけれども、私は那賀川とか桑野川で大変被害が毎年続いているということで、河川監視カメラを県管理の河川には付けるべきでないかということで質問をしてまいりました。昨年も、今年も同じような御答弁だったんですけれども、県内36か所にある監視カメラ、国やまた市町村が付けているんだということでお答えがあったんですけれども、今36か所ある監視カメラがどの川に、どの市町村がどれだけ付けているのかということをお報告いただけたらと思ひます。

北川河川整備課長

どの市町村に、どの河川にということでございます。

町村は11か所でございますが、河川はお待ちください。26河川ございまして、吉野川、那賀川、それから銅山川、桑野川といったところでございますが、どういたしましょうか、全て読み上げたほうがよろしいでしょうか。

達田委員

市町村の自治体名と主な河川。

北川河川整備課長

分かりました。まず、吉野川市でございます。吉野川市におきましては、ほたる川をはじめ、美馬市は吉野川と穴吹川、それと三好市が吉野川、それから勝浦町が勝浦川、それと上勝町も勝浦川でございます。それから、佐那河内村におきましては園瀬川、神山町におきましては鮎喰川、牟岐町におきましては牟岐川、美波町におきましては日和佐川、海陽町におきましては穴喰川、東みよし町におきましては吉野川でございます。

達田委員

各市町村がカメラを付けているということなんですけれども、県としては既存の国や市町村のシステムで河川情報の発信というのが十分であるというお考えなのか、県としては付ける必要がないとお考えなのか、その点をお尋ねいたします。

北川河川整備課長

近年の頻発、激甚化する洪水時におきましては、市町村はもとより、住民の皆様に対しまして避難判断の材料となる降雨量や河川の水位、ダムからの放流など流域全体の情報を的確にお伝えすること、そして迅速な避難に役立てていただくことが重要であると認識しています。先ほどのライブカメラにつきましては、報告させていただきました国16か所、そして市町村が11市町村で36か所に設置をしているといったところで、洪水時における河川の状況につきましてはホームページなどで映像を公開しているところでございまして、県におきましては、この情報をリアルタイムで確認できるようにホームページにリンクするような形で、一括して私どものホームページの中で見ていただけるような状況を作っているということでございます。ということで、今後とも既存のシステムを更に活用して、河川情報の的確な配信、そして防災出前講座というふうな、地域の皆様に情報のとり方というのを丁寧に御説明して、国や市町村との密接な連携の下、住民の皆様には安全、安心を実感していただけるよう、しっかりと取り組んでいるという状況でございます。

達田委員

例えば吉野川、私たちがホームページで見られるというのは吉野川では、国が付けている分は6か所見られるんですけれども、県の御報告では12か所、多分これ高知県のほうも入っているんでしょうか。吉野川に付けているというのは。それはちょっと置いておいて、

吉野川には6か所、国のほうが付けていると。それから三好市が付けていますし、東みよし町も付けていますね。ですから、あちらこちらでカメラがあるという状況があるんですが、水害が毎年、2年連続で起こりました那賀川につきましては、1か所だけ国が付けているんですね。吉野川と那賀川の数が違うのはなぜなのでしょう。

北川河川整備課長

確かに、吉野川は今12か所、そして那賀川につきましては古庄の橋の所に付いているところがございます。なお、上流側におきましては那賀町ケーブルテレビの中で、これはケーブルテレビの御視聴になる方に限定、クローズされているわけがございますが、1か所あるような状況でございます。なぜかというお答えは、私、今持ち合わせておりませんので申し訳ございません。よろしく申し上げます。

達田委員

ライブカメラを付けている意義というのは、ちゃんと教えてもらわないと本当に困りますね。いろいろと、あちらこちらでライブカメラの映像が見えますけれども、よその県です。県が管理している河川ということで、こんな小さな河川でも付けているんですね。これなぜかとお聞きしますと、普段は小さな河川であっても、集中豪雨でもものすごく雨が降ったときに、もう本当に普段では考えられないような大洪水になることもあるんだと。実際、そうなんです。阿南市でも椿川とか、こんな小さな穏やかな川でも、本当に大氾濫して床上浸水被害が起きました。ですから、そういうことを考えますと、普段からどういう川なのかということを知っておくというのがとても大事だと思うんですね。そして、やっぱりこれは尋常じゃないということをいち早く知って、そして命を守る行動につなげていくということが、すごく求められていると思うんです。今、昔と違ってこういうふうな機器も発達している時ですので、目で見て分かるというような、そういう情報をきちんと県が管理する所には設置をして、そして安全を守る、財産を守るという、そういう取組を是非進めていただきたいと思います。

それが、那賀川では古庄に1か所しかないんですが、古庄というのは那賀川の下流ですので水位が分かる、もちろん水位は分かるんですけれども、上流で漬かっているのは加茂谷地区であるとか、和食地区とか、それからもっと上流の旧木頭村、旧木頭地区、出原地区、そういう所が漬かっているわけですから、そういう付近の場所にライブカメラをちゃんと付けて、そして備えができるように是非していただきたいと思いますけれども、それはどうなのでしょう。

北川河川整備課長

加茂谷の浸水もございました。目で見てというお話でございますが、私ども、例えば加茂谷等の浸水のときに必要になるのは、古庄の水位、この水位、それとダム of 放流量、この二点を基本にして市のほうで避難勧告等を出しているといったところがございます。確かに、目で見るとは重要なんですが、その水位がどのように変化しているのかというのは、なかなかライブカメラでは読み取れないところもございます。ということで、そうい

う情報のとり方、それから住民の皆様には率先避難をしていただくためには、情報のとり方を丁寧に御説明する。そして、この情報がどのような意味を持っているのかということをお教えするというのが、私どもは重要と考えております。ということで、先ほど少しお話しいただきました防災出前講座の中に河川情報の取得方法、そして活用法の更に周知を努めているところでございます。この中におきまして、ホームページ等々の中にそういったとり方というのを御説明してございまして、情報の収集の仕方としましては、県土の防災管理システム、徳島県防災システムですとか、安心システムのホームページ、そして地デジからも情報がとれます。それから国土交通省の川の防災情報、この中にはレーダー雨量とか、洪水予防とか水位情報まで詳しく出ております。こういったことを地域の皆様には、寄り合いのときに御説明しますと、ああ、よく分かったと、これが非常に大事なんだなというのが好評でございまして、順次、この周知に努めていきたいと思っております。

#### 達田委員

要望は、全国どこでもやっていない。まだどこにもない。それを徳島県がいち早く付けなさいと、そういうことを言っているわけじゃないんですね。ほかの県では、もうほとんどの県が付けているわけです。四国では徳島県だけが付いていない。そういう状況ですので新しい機器を活用して、命を守る方策をするというのは県の仕事として非常に大事な分野だと思うんですね。それも何億円もかかるというようなそういうものではないと思いますので、是非こういうことを取り組んでいただきたいということをお願いして、次に進みます。

もう一つ、河川の堆積土砂についてお伺いをしたんですが、堆積土砂につきましては知事も言うておりますように、今本当に各地で起こっている河川の洪水被害については、特に那賀川ではダムがどうであったか、それから堤防の整備がどうであったか、そして堆砂というこの三つを上げられております。堆積土砂につきましては、長安口ダムの上流域を一つのモデルとして全国も同様の状況になっておりますし、世界も同様なんですねとおっしゃって、こうした新しい知見、技術に基づく対策、これも同時に進めていただくように強く国をお願いをするということだと思っておりますけれども、そして、共に行っておりますのでということで、こういうふうなことを記者会見でもおっしゃっております。ですから、非常に堆積土砂の除去というのは、これまで取ってきて、ダンプで運んで、また同じようにたまってくるということじゃなくて、新しい知見に基づいて、本当に今までになかったような仕事をやっていくという決意をされているんだと思っておりますけれども、なかなか除去が進まないということなんですよ。私は、今どのぐらいの土砂がたまっているのかというのは、大事なことだと思っておりますけれども、今水害が起きております上流地域でありましたら出原地区。それから長安のダム。それからまた下流域でも中洲なんかできております所には、どんどんたまる。掘れる所はどんどん掘れていくんだけど、たまる所にはたまってしまうというような状況で、河川の状況が非常に昔と違っているように思います。

そういうことで、堆積土砂がどれぐらいたまっているのかという調査はきちんと行っているのかどうかというのが基になると思っておりますけれども、それはいかがでしょうか。

綿貫水資源・流域振興室長

まず、長安口ダムの堆砂状況について御説明をさせていただきます。

平成26年度末の時点での堆砂量は、まず計画の堆砂容量530万立方メートルに対しまして、約3倍になります1,600万立方メートルに達しております。長安口ダムの堆砂対策につきましては、国管理となりました平成19年度以降、本格的な堆砂の除去が実施されており、現在では毎年20万立方メートル程度を除去しています。国による平成26年度末まで除去量は、約130万立方メートルとなっている状況でございます。

北川河川整備課長

河川についてでございます。河川の堆積土砂につきましては、河川の流水を阻害する、そして流下能力の低下を招くということで、堆積土砂の適切な管理が非常に重要であるというふうに感じております。定期的な河川巡視におきまして、治水上支障があると認める箇所につきましては、緊急性や事業効果などを総合的に勘案しまして、堆積土砂の除去、押しならしと言われるようなものを維持管理の一環として行っておりまして、洪水による浸水被害の軽減に努めているといった状況でございます。

達田委員

上流の出原地区。

北川河川整備課長

失礼いたしました。木頭出原地区、小見野々ダムの上流でございますが、堆砂対策にどう取り組んでいくのかという御質問でございます。

那賀川の木頭出原地区につきましては、町営住宅の下流のあたりに屈曲部、そしてもう少し下流に狭さくになっている部分がございます。ということで、那賀川本川の流速が低下するということによりまして、堆積が起こっていると考えているところでございます。26年8月の台風11号による浸水被害を受けまして、26年12月議会におきまして補正予算をお認めいただきまして、住宅前の約2万平方メートルの撤去を出水期、5月までに終えたところでございます。

達田委員

出原地区につきましては、四電管理以外の所、県が管理している所、年間どれぐらい堆積をしているのかということは分かっているのでしょうか。

須見委員長

小休します。（10時52分）

須見委員長

再開します。（10時53分）

北川河川整備課長

上流の出原地区の堆砂の状況でございますが、台風の出水後に実施しました現地測量の結果から推測しますと、今出原橋地点の土砂堆積は主に1メートル程度ということで認識しております。

達田委員

いや、流入量がどのぐらいかとかいうことなんですけど。時間がありましたら資料として頂きたいと思います。それで1メートル程度というのは、地元の方は、いつからのことを言っているのかということ言われます。非常に堆砂して、そして、家との境がどんどんなくなってきている。それぐらい砂がたまっているわけなんですよね。ですから、それを取らない限り集落そのものがもう住めなくなってしまいうということで、非常に心配されて、早く砂を取ってもらいたいという希望なんです。知事は、新しい知見、技術に基づく対策と言いながら、なかなか仕事が進まないという状況じゃないかと思うんです。それで、仕事をとにかく進めていただくということを強くお願いをしておきたいと思います。

次なんですけれども、もう一つの水害の那賀川の水害の原因でありましたダム操作についてなんですけれども、これ以前にも、ほかの議員さんからも要望がありましたように、ただし書き操作というのを見直ししてもらいたい。廃止してもらいたい。そういう声がございまして。そして、ただし書き操作の中に、要領は平成21年11月6日からダム湖周辺地域の浸水対策が完了するまでの間適用するということになっておりますよね。これが十二社地区であり、そして平谷地区であったということなんですけれども、もう平谷地区につきましては家も全部、個人のお宅は全部移転をして、おうちも取り除かれております。そういう中で、なぜ、ただし書き操作の要領が見直しなり、廃止なりされないのかということが疑問なんですけれども、その点はいかがでしょうか。

北川河川整備課長

平谷地区の家屋移転につきまして、今の現状をちょっと御報告させていただきます。

23年度から、補償交渉を中心的に今現在進めているところでございます。平谷地区につきましては、那賀川本川の水位の影響を受ける宮ヶ谷川というのが流れておりまして、再度災害の防止と土地の有効利用を図るため、かさ上げ方式ということで工事を進めるわけでございますが、今現在、補償交渉が38件ございまして、今年度交渉であと残り6件という状態でございます。まず、生活再建がございまして、個人の方から優先をさせていただいて、今年個人住宅が1件、そして事業系の箇所が2件、3件を今契約しているところでございます。残りが、事業系が2件、そして個人の方が1件というところの補償を進めているところでございまして、事業者や公共施設等もございまして、補償を並行して鋭意取り組んでいきたいというふうに考えております。

達田委員

補償がいつまで終わるのかと、そういう問題ではないんです。もう家があるかどうか、

漬かったら困る家があるかどうかの問題になったと思うんですね。今、おうちはまだ移転されておりませんよね。ですから、補償問題については、お話をいくらでもしてもらって結構なんですけれども、雨がたくさん降って洪水になるかも分からないというときに、そこで漬かる家というのがなくなっている、そういう状況で、やっぱりただし書き操作というのが生きてくるというのがおかしいと、そのことを言っているんですけれども、その点はもう一回お答えください。

#### 北川河川整備課長

補償といいますと、ただいま現地に建っております、区域内に建っているものにつきましては民家、それから、契約済みの民家が1件、それと事業者が2件、それとまだ契約できていないものが、事業者が2件、そして公共施設も含めました2件と、あと民家の方でございます。ですから、家がなくなっているというのではなくて、あるということで御理解いただけたらと思っております。

#### 達田委員

もうここにお住まいの方は、皆引っ越しをされまして、わざわざ水が出るようなときに帰ってくると、そんなことはあり得ないということで、御近所の方もおっしゃっていましたが、この中に例えば警察の施設がございますよね。ここに水があふれるかもしれない。この地域が漬かるかもしれないというときに、警察の方はどうしているのでしょうか。

#### 高橋警察本部拠点整備課長

現に、水に漬かる場合になりますと、当然しかるべき対応をしているわけでありまして、当然警察官でありますから、周辺の住民の地域の影響等々を考えた活動をしていると、そういう承知をしております。

#### 達田委員

そうですね。危ないときにそこにじっととどまる。ほかのおうちがもうなくなっているのに、そこで一人とどまっているということ、これはあり得ないと思うんですね。そして何よりももっと上の方たち、町の方たちは大丈夫ですかということで働かれると思うんです。ですから、ほかに施設が残っているんだったら、事業者の方も残っていると言いますけれども、その方たちもそこにじっとしているということは考えられないわけですよね。それで、やっぱり移転先も大体決まってきているということで、そしてまだ上にサービスとかあるんですけれども、それで高齢者の方が大雨が降って洪水が来るかも分からないというときに、サービスはいたしませんということですので、結局そういう天候のときには、その地域には誰もいないということになるわけなんですよ。ですから、これが何年も先に延ばしていたら、いつまた、ただし書き操作とって、流れてきた水をそのまま流されるのではないかと、下流の方はもう非常に心配されております。特に、2年続きで被害を受けているわけですから、それを早く、とにかく見直してもらいた

い。今年の災害では、ぎりぎりまで頑張っていたでいて、それがされなかったということで、被害が少なくなったということも言われておりますけれども、要領そのものを早く見直していただきたいというのが、被害に遭っている方たちの思いなんですね。是非、それを受けとめて、国に対してきちんと要望するべきものをするということで、早くそうなってもらいたいと思うんですけれども、なかなか進まない、どうしてなのでしょう。

北川河川整備課長

やはり、まずは補償を進める、事業をしっかり進めていくというのが大事なんだろうと思っております。今後とも那賀町と綿密に連携を図って、引き続き残りの方々と契約できるように集中的に取り組んでいるところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

達田委員

それでは、浸水対策が完了するまでの間適用と、浸水対策が完了するというのは、もう何年何月とお考えなのでしょう。

北川河川整備課長

長安ダムの改造事業の効果を発揮する時期までにはやりたいと考えております。

達田委員

下流域で、どんなにひどい目に遭っているかという被災者の方の気持ちを考えたら、じっとしてられないと思うんですね。ですから、そういうことをちゃんと考えて働いていただきたい、その要望をしておきます。

次に、被災者の支援についてなんですけれども、今回も2年続きで那賀川流域で浸水被害が起きました。床上浸水48か所ということで、昨年と比べて大幅に少なくなっているんですけれども、知事がおっしゃるには被災の規模が違うんだということで、生活再建の支援は県がしませんでした。2年連続で同じような状況下で浸水被害を受けたということで本当は大変な思いをされているんですけれども、これ規模が違うからということなんですけれども、県として何らかの支援をしなければいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

生活再建の適用につきまして、今年度の台風11号被害についての生活再建の特別支援制度の適用についての御質問でございます。

昨年度の台風12号、11号につきましては、県下各地で全壊家屋6棟、大規模半壊176棟、床上浸水541棟、合計で720棟を超える住宅が被害を受けております。さらに、災害救助法や激甚災害適用というものがあまして、近年にない甚大な災害であるという状況でございました。昨年度につきましては、こうした被災地における復旧復興というものを考えまして、被災者の生活再建、地域の復旧復興のためには被災者の生活再建というものが必要

というふうに考えておりました、こうした大規模な広域災害に関しましては、一市町村のみ、それぞれの市町村単体での対応は難しいということで、県による支援も必要と考えまして、昨年度適用したところでございます。

今年度につきましては、7月の台風11号につきましては、現在48棟ということで、委員からは数字を頂いておりますけれども、その後、市町村のほうで数字の見直しというか、調査が進んでおりました、現在床上浸水など60棟の住宅が被害を受けているところでございます。これが本県独自の支援制度の対象となる近年にない大規模災害に当たるかどうかということにつきましては、県の制度、この制度につきましては従来から都道府県と県が運用しております被災者生活再建支援制度、これを国が2分の1負担をするものなんですけれども、この制度に上乗せをして昨年度制度を新たに作ったところでございます。上乗せという制度の中で作っております、新たに床上浸水と半壊被害、これを昨年度支援対象としたところでございます。これを市町村の枠を超えた広域災害にも対応ができる。従来の国の制度では、救助法の適用になっている単体の市町村だけが対象になるんですが、同一災害の中でエリアを区切らず、県内の市町村の枠を超えた広域災害にも対応が可能という形です。目的もほぼ同じものとしておりました、基本的には災害の規模、被害規模の適用の基準は原則として同じものとしております。今回、この基準には残念ながら達していません、また2年連続ということを考慮して弾力的な運用ということも検討は行いましたが、やはり被害の規模におけるかい離が大きく、まだ過去の豪雨災害との比較をした中でも今回は適用を残念ながら見送ることとしたところでございます。ただ、県の支援というものが無いということでございますが、やはり小規模なものにつきましては、もともと一市町村のみでの対応が難しい場合に県が支援を更に行っていくということとして、今回につきましても阿南市及び那賀町におきましては、町単それから市単の事業におきまして、それぞれ床上浸水等への支援というものを制度を創設して行っているところでございます。

#### 達田委員

2年連続で床上浸水等被災をされた方、同じように昨年と被害を受けてしまったわけなんですけれども、昨年の被害でおうちの壁もみんな落ちて、床も壁もみんな張替えというようなことで非常にお金がかかったということなんですね。それから、家財道具一式、全部買い換えなければいけないということで、もう支援は頂いたけれども、結局そういうことで借金しておうちを直したんですということなんですね。ですから、非常に大変な状況にあるわけなんです。経済的にも。そして、大工さんが昨年足りなくて、なかなか直してくれなかったんで、やっと直って、今年の春にようやく新しい所で住めるようになりましたと、そういう状況でまた潰かったということなんですから。本当に大変な状況の上に、また被害を受けたというようなことなんですね。ですからもう若い人はここでは住んでくれないというような嘆きの声も聞こえてまいります。それじゃ、いけないわけですよ。ですから、市や町がお見舞金ということで支援をしているのはもう承知しておりますけれども、非常に経済的にも困難な中で被災をされているという状況から見れば、一人一人の被災の規模というのは変わらないわけですよ。被災された方の規模はね。だから、全体の



に、是非お願いをして終わりたいと思います。

西沢委員

何かテレビを見ていましたら、昨日テロップで南米のほうで千年に一度の大雨とか表示が出ていたんですね。千年に一度とか、びっくりしましたけど。やっぱり非常に世界的に雨の降り方が異常どころか、本当に厳しい状態になってきますよね。百年に一度はたまに聞きますけど、千年に一度というのは初めて聞きましたもので、そういう大変な状態に急激に変わってきているということで、皆さん方、理事者の方々も今まで以上に真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思います。先ほど、河川の監視カメラのことで話がありましたが、もう一度確認なんですけど、市町村で設置しているもの、県、国、県もあるんですかね。もう一度言ってください。国が幾ら、県が幾ら、市町村が幾ら。

北川河川整備課長

国が16か所、そして市町村が36か所、県は0か所でございます。

西沢委員

0か所というのは、どういうことなんでしょうか。これは必要ないと。先ほどちょっと話がありました、よく見えにくいとありましたけども。見えにくいんだったら国も市町村も設置する必要ないですよ。それだけの話であれば。いや、設置そのものが、まずは県が0か所というのは何かそれだけの理屈でいいのかなと思うんですけども、これ設置する計画もないんですね。

北川河川整備課長

先ほど、お話もあつたんですけど、他県の状況も一応調べてみました。徳島は今0か所なんですけど、香川、愛媛それから高知という十数基、そして高知は30基ぐらい付いているんですけど、これを四国の国、市町村ということで見てみますと、香川、愛媛が30か所程度、そして高知県では60か所に対しまして、県は52か所ということで、それぞれ四国の中ではある程度一定の設置台数になっているということでございます。

西沢委員

例えば徳島県で市町村と国が設置しているのが52か所でしょう。県は0か所。今ちょっと言い訳みたいですね。全体の中で県が0か所というのを何か隠しているような微妙な言い方みたいに見えたんですけども。そうではなくて、これだけかなり川の状況が変わってきているという中では、今までのことはさておき、計画はちゃんと作って実行していかなければいけないんじゃないですかね。

そして、今話をしてたんですけど、夜は見えない。それだったらライトアップしなければいけないですね。そういう洪水のときに、洪水のときだけでもライトアップして。それでもう一つはネットで出しているというんだったら、ネットでちゃんとこんな情報を出しているよということを皆さんにもっと周知して、洪水のときには自らが管理していくと。

見て管理，できる人は管理していくと。そういう状態を作り上げていくということじゃないのかなと思うんですけども，どうですか。

北川河川整備課長

今の実態ということでございますが，本県におきましては，これまで基本的にハード施設の中の堤防等の整備等，特にお金のかかるようなものは県，そして住民の避難に係るものはライブカメラ，標識等は市町村という役割分担の中で，鋭意治水対策を進めてきたというところでございます。

お話があった活用とか，それからホームページの取得方法，リンクの方法，そういったところは十分に周知に努めまして，国や市町村と緊密な連携の下，住民の皆様に安全，安心を実感していただけるように，しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので，どうかよろしくお願い申し上げます。

西沢委員

いや，先ほどの話をちょっと聞きまして，四国の中で各県が県，国，市町村がある中で，それぞれが県が設置しているでしょう，これ。

北川河川整備課長

高知県が30か所，そして愛媛県が10か所，そして香川県が18か所でございます。

西沢委員

なら，県が設置しないという理屈にならない。徳島県だけが0か所。ほかはかなりやっているじゃない。理屈がおかしいよね。だから，やっぱり今までのことはさておき，本当にこれは大変厳しい状態になっているので，千年に一度というのが出てき始めましたから。やはり，お金が要ることですから，どんどんやれというのはそれは無理だけれども，でもやっていくべきだと私は思いますけど。最終責任者，どなたが答えるんですか。

戸根県土整備部次長

ライブカメラについてのお話でございますけれども，先ほど担当課長から御答弁申し上げましたように，ハード対策とソフト対策をいかに組み合わせて，住民の避難行動につなげていくかということが重要でございますので，これまではそういったハード対策については，国，県が実施をし，それからライブカメラを含めて本県においては，そういった避難行動につながるようなソフト対策については，市町村の協力を得て実施をしてきたというところでございます。先ほど課長からの答弁の数字にもありましたように，本県におきましては国，県，市町村合わせて，県はございませんが，国，市町村合わせて50基以上のライブカメラがございまして。これについては，決してこれで十分だというふうに申し上げませんが，四国を眺めてみますと，ある程度の所は設置をされているのかなというふうに思いますので，先ほど委員からの県もということ，それからほかの県は設置しているんだけれども，徳島県では設置していないという状況を踏まえて，何とかという御意見

も頂きましたので、そういったことを踏まえましてしっかりと検討をしてみたいと考えております。

#### 西沢委員

管理の中で、河川管理で市町村は市町村管理の河川しかしませんよね、多分。県の管理の河川まで町が監視カメラを設置しますか。国が設置しますか。しているんですか。している所がある。これは強烈に誰かが言っているのかな。例えば、これさっき聞いたんだけど、海部川は設置していますか。それから、どういうふうにもう一度言って。例えば、海部郡というところをもう一度言ってください。

#### 北川河川整備課長

まず、牟岐町でございますが、牟岐川に2か所、そして美波町でございます。日和佐川に1か所、北河内谷川に1か所、そして海陽町、宍喰川に1か所、海部川に2か所。

#### 西沢委員

どちらにしても、よく最近何でも他県と比較するというのがあって、他県と比較して、設置する必要はないんだというふうな論法で言うんですけども。この論法でいくと設置しなければいけないという論法ですね。四県、四国三県、あとの三県がかなりやっていますからね。だから計画は立ててください。まずは他県に負けないように。他県を越せというのは金がないけども、まず計画を立てて、どんどんとやっぱり立候補しなければいけないところはしていただきたいと思います。これはお願いしておきます。

それから、この前に牟岐で行方不明者がいた時に、いろいろ調べたんですけども、国道を管理するときに県と国の国道は国道で監視カメラを設置しています。県は県でしているでしょう。国道は、国道の管理は当然ながら目的というのは違う。範囲が違うと思います。県とはね。でも、カメラの映像そのものをもっと両方が共有できて、目的が違うと言ってもそれを外部に出してするという意味じゃなくて。それによって管理の強化を図ることができるので、このあたりは国と県のカメラの例えば国道のカメラについての相互協力みたいなものはどうなっているんですかね。

#### 高橋警察本部拠点整備課長

道路交通の観点からということで、警察本部は国土交通省等と協議をやっておりまして、その観点でお答えをいたします。

国土交通省が国道等に設置しているカメラ、現在150か所ほどであると承知しておりまして、これは今年度の予算におきまして、警察本部の交通幹線センターというのがございます。これと接続するような形になっております。利用の方法等については、また今後の協議はありますけれども、委員御指摘のとおり様々な形で活用できるかと考えております。

#### 西沢委員

この前、行方不明があった時に、どこかの国道事務所と話をしていた、なかなかその連

携がうまくいかないなという感じは受けたんです。それから、十数年前に事務所の所長が県と県のものも今見せてほしいんだと。相互に見せ合いをしようという話が十数年前にあったんですよね。これもこの防災委員会で言いました。でも、全然それから物になっていないんだなという感じはしたんですね。県は県、国は国でなくて、両方が使えるものはこれに限らず、いろんなものを情報交換して使っていくべきだなと。せっかく作っているんですから。それを単なる、つないだらいいだけというのもいろいろあると思うんですね。そういう国道の監視カメラだけでなく、いろんなものを国、県、市町村全てが共有できるように、必要なものは共有できるように、そういう体制を作ってほしいと思うんですけども。これは総合だから部長に。総合的に。今のは例ですから。県と国が情報交換できるものはしていく。

須見委員長

小休します。（11時25分）

須見委員長

再開します。（11時26分）

黒石危機管理部長

様々な危機事象において、やはり県民の皆様方の生命、身体を守る、非常に重要なことでございます。それに対しては、いろんな摂理とかございますので、早く県、市町村といったものが、そういった国もお互いにカメラを使っていくと、そういったことに努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

西沢委員

こんなのは当たり前の世界で、みんなが共有なら共有し合っただけ皆の強化を図っていくのが当たり前。あっちはあっち。こっちはこっち。勝手にやればいいんじゃないんですね。ちゃんとできるもの、使えるものは使っていくと。お互いですからと思います。

それから、これも大分前に言って、どうなっているのかなと。海部郡は余り進んでないと思うのが携帯の不感エリア、数年前にも言いましたね。二、三年前にも。私が轟とどろきの滝のほうに行った帰りが夜の8時半か9時頃になって、パンクしまして。大雨が降っていて、そこでパンクしたのでどうしようかと。携帯をかけたら携帯は不通であると。不感地帯というか、周りに民家はない。大雨が降っている。こんな中でパンクして、私パンクを直すことができないから非常に困ったんですよね。携帯が通じる所まで何キロも歩いてきて、それで助けを呼んだんですけども。やはり、特に災害のときもそうですね。巨大災害、大きな災害を受けたときには、携帯による情報というのは非常に大事だと思います。

それから、事故が起こったときですね。そういう道路、国道とか県道とかいろいろ事故が起こったときに、もう助けを求めようにも自分が送れなかったらそのままずっと車で、下手したら朝までそのままという状態がありますよね。最近、衛星電話を利用してとい

うのもあって。でも衛星電話は誰もが持っていませんよね。多分、そういう災害のときのための衛星電話とかいう形のもので、そのエリアの者のみんなが持っていない。それから、そこをたまたま通行してる人も当然持っていない。結局、最終的には、そういう携帯が通じる所を増やしていく。そういう事業があるんですね。どんどん増えていっていますね。それは、分かります。国の補助もだんだんと上がってきましたね。最終的には、100世帯未満と以上とで、国のほうは100世帯未満は3分の2の補助になりましたね。未満は100世帯未満。それから、その後が町か。県は、見たら残念なんですけども、平成19年までは補助があって、20年度からは補助がないんです。それまでは、前は県費補助が5分の1だったんですか。大分前は、国の補助が3分の1で県費補助が5分の1だったんですね。だから、後は町負担なんですね。それが13年度から国が3分の1から2分の1に引き上げて、それから20年度からは今言ったように100世帯未満は3分の2、国が引き上げたところから20年度からは県の負担が0になったと。確かに県自身はもう財政が厳しくて、何もかもお金は出せない。なかなか出せない状態になって残念なところはかなりあちこちあると思います。これも、その一つかなと思います。でも、先ほど言いましたように、本当に大きな災害が近づいている中でたくさん雨が降ってきて、またそういう大変な災害も起こってきやすいと。事故なんか起こったときには大変なことになるとか、いろんなことから解消を図っていかねばいけません。見ましたら海部郡は最近事業が非常に少ない。一番最近でも平成11年の穴喰町、その前年10年の海南町、旧の海南町、穴喰町。穴喰町が平成11年にやっているが、それ以降はやっていませんね。最近よくやったのは那賀町が頑張っていますね。那賀町がほとんどを占めていますね。一応そういうことで町の負担そのものがまた多くなってきているんじゃないかな。国の負担は大きくなったんですけどね。今財政も厳しい中でも少しずつ兆しが見えてきているので、県の負担、補助率、補助、このあたりで考えてほしいなど。そしてできるだけ早く不感エリアを解消してほしいなど思うんですがいかがですか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

携帯電話の不感エリアの解消についての御質問でございます。

不感エリアの解消につきましては、所管としましては地域振興課の所管になるんですが、確認をしまして、現在携帯電話のエリアの不感エリアの解消に向けた国庫補助事業につきましては、西沢委員から先ほど御紹介いただいた意味でこれはございます。県につきましても市町村が負担をする部分というのはありますが、その部分についての補助というものを制度としては今も持っているようです。市町村が過疎債とか辺地債などを活用した市町村に対しまして、起債の元利償還金相当額の補助というものをやっていると聞いております。

西沢委員

ちょっと待ってください。県の補助があるんですか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

県の補助はあるんです。市町村の負担をしているものに対しての補助というものがあります。

西沢委員

資料をもらったんですよ。きれいに書いてあります。県の補助，県費補助，市町村負担額，これで平成19年度までは県費補助はずっと書いてあるんです。20年度からは0です。これ本当に補助はあるんですか。これ見ると，ここからゼロになっている。

坂東とくしまゼロ作戦課長

事業そのものに対する補助ということではなくて，事業につきましては国3分の2。それから例えば事業所3分の1の部分に関しまして，市町村が事業者の3分の1の部分。これについてそのうちの3分の2，つまり9分の2の負担をして，事業者の負担を9分の1にするというのが，これがまず全体の事業の補助というか費用負担の考え方としてあります。今私からお答えをいたしましたのは市町村が負担をした部分，これが過疎債とか辺地債などを活用した市町村に対しまして，起債の元利償還金相当額というものを償還の際に補助というか負担をします。ですから，事業そのものは終わった後での償還に関する費用負担という形になっております。

須見委員長

小休します。（11時35分）

須見委員長

再開します。（11時36分）

西沢委員

よく分からないから，後から説明してください。資料を見ると，ないと言って，19年度までであったのがよく分かりません。後で説明してください。ちょっと食い違いがある。一応そういうエリア，人口，戸数とかだけでなく，そこがやっぱりどれだけ必要かも分かりますよね。それは，山奥に1軒，2軒，3軒の所に向いて，ほとんど道とか通らないという所と奥に何かがあってよく通る，そういうことまでありますね。例えば，<sup>とどろき</sup>轟山だったら<sup>とどろき</sup>轟神社，<sup>とどろき</sup>轟のお寺さん，大きなお祭りが年に何回かあります。その時には，かなりの人が通ります。そこにお参りしているとか，そういうのがありますからね。だから，その軒数だけじゃないわけです。例えばですよ。だから，道路をどれだけ利用しているかという，そういうこともありますからね。事故はその中で起こってきますから。落石も多いですから，あの辺りはね。県道だけ。そういうことでもちゃんと通報できるような不感エリアは解消してほしいと思いますね。私が思うのは，県も市町村と一緒にあって，県も出してやっていただいたらなと思ったんです。そういうことです。

長池委員

私は、救急車の出動件数についてと、後は防災士のことについてということで二つのことをお聞きしようと思っております。

まず、救急車の出動でございますが、新聞やいろんなテレビ報道でもやはり増えているというふうな状況を報道しているのをよく聞きます。実際、私も小松島の日赤のすぐ近くで住んでいますので、随分と救急車の音といいますか、走るのを子供の頃に比べるとよく聞くわけであります。先日の徳島新聞さんの報道でも、熱中症の搬送が今年は多かったというふうなお話も聞きました。随分、昨年にくらべても増えたというふうにお聞きします。なぜ増えたか。熱中症がなぜ増えたかは、ここでは議論しません。それはまた別の問題だと思いますので。出動回数が増えたということで、このままでいいのかどうかということで少し議論したいと思うんですが。実際の出動件数、現在徳島県でどういうふうな状態か、またどのように推移しているのかをお聞きしたいと思います。

#### 釣井消防保安課長

委員より、本県の救急の出動件数の推移ということでございます。

まず、全体的に全国的な傾向でございますけれども、救急出動件数が増えているというふうな状況にございまして、本県で申しますと、平成16年は年間で2万6,404件でしたけれども、平成26年、これは速報値でございますけれども、3万2,611件ということで、ここ10年間では約6,200件ほど件数が増というふうなことでございます。直近の3年間で見ますと、平成24年が3万1,582件、平成25年が3万2,510件、平成26年、先ほど申し上げましたとおり3万2,611件ということで、年々増加しているというふうな傾向にございます。

#### 長池委員

3万2,000件という出動ということでございますので、1日100回よりは少ないか。90回ぐらい、平均するとそういったすごい回数になっているんだなというふうに思いますが、それをどのぐらいの救急車とかが対応しているのか、そのあたりの数字もありましたらお願いしたいと思います。

#### 釣井消防保安課長

県内におきます救急自動車の配備台数というようなことでございますけれども、県内の13消防本部がございまして、一番多いのが徳島市で10台ございまして、県内で計52台の救急自動車が配備されていると、こういった状況でございます。

#### 長池委員

52台ということですから、人口何人当たり何台、1台当たり何人支えるとか、ちょっと私もすぐに計算できないのですが、それが適しているのかどうかというのは私も数字を聞いただけでは分からないのですが。よく問題になるのはタクシー代わりに使うとか、そういうふうな割と救急車を使わなくてよかったんじゃないかなというふうな方もいるということで、そのあたりの現状というか、どう把握されておりますでしょうか。

## 釣井消防保安課長

搬送された方の状況というようなことだろうかと思えますけども、年間で約3万2,000件の出動件数ということで、1日平均、委員からもございましたように90件弱ございます。国のほうの統計でも、県内消防本部の状況も同じでございますけども、大体約半数の方が、委員からも話がございましたけども、比較的軽症として軽い方が多いというふうな状況にあるということでございますけども、当然急いで病院に行かなければいけないというふうなことは、もう迷わずに119番通報をしていただくというふうなことは当然必要かというふうな考えております。

## 長池委員

約半数が軽症、軽症ということは多分救急車を利用しなくてもよかったかな。でも、これ難しいところでして、けがしたり、意識が薄らいでいく場合は、それが重病なのかどうかというのは分かりませんので、余り救急車の利用を控えてくださいというの言いにくいことでしょうし、かといって、これがよく言われるモラルの低下の中とかで、救急車を呼ばばいいというふうな雑な扱い方をしますと、またそれによって本当の重傷者らを搬送できないような事態が起こり得るのではないかなという気がします。それに、年配者が周りに息子さんたちと一緒に同居していれば、すぐ、おじいさん、おばあさんを運ぶということになるんでしょうが、今そういうふうな家族構成が薄らいできており、独居老人であったり、高齢者だけのお住まいというのがあって、救急車を呼ばれることもあるのかなというふうな中で、これ52台ですよ。多分、現場に行かれてる方は何人か体制でやられていと思うんですが、これどういうふうな方向性で対応していくべきなのか、今県はどういうお考えなのかをお聞かせいただきたいと思えます。

## 釣井消防保安課長

どのような対応をしていくのかというふうなことでございますけども、先ほど申し上げましたように、約半数の方は比較的軽症が軽い方だったということでございます。当然、先ほども申し上げましたとおり、急いで病院に行く必要があるというふうな判断をされた場合は、当然のことながら119番の通報、直ちに救急車を要請いただくということが大変重要でございますけども、ただ委員からもお話がありましたように、例えば自分で病院に行けるんじゃないかなというふうな場合には、救急車以外の交通手段を使っただくというふうなことで、消防本部のほうも、これ救急車の適正利用というふうなことで、今御協力を頂けるようにということで、各消防本部で広報をしてございますので、県としても救急車の適正利用ということで、周知をしてまいりたいというふうな考えております。

## 長池委員

多分、適正利用を御協力いただくというか、当然そういった意味では、皆さんに周知していく必要があるのかなと。1日に90件といたら、県内でどうなのか、多いんですかね、本当に。先ほど、あまり他県と比べるなみたいな話もありましたので、そういうのをデータとしては別にいいんですが。それと、救急の搬送時間とかいうのも、私今まではずっと

日赤病院のすぐ近くに住んでおりましたので、余り考えたことがないんです。いざとなれば走っていけるぐらいの距離でございますので。ただ、やはり山間部の方とか、救急車が到着するまでも時間がかかるし、またそれこそ上勝とかいえば大分時間がかかるんだろうなと思うんですが。ちょっと聞きかじった情報なので、教えてほしいんですが、最近救急車に随分高度な機械があつて、病院に到着する前に患者のある程度の症状を心電図とか、そういうデータを送信できるような機器があるというふうにお聞きしたんですが、そういうのがあれば随分と搬送時間が長いエリアに関して補完できるのかなというふうには思うんですが、そういうのは実際徳島県では整備とかはされているんでしょうか。

#### 島尾病院局経営企画課長

ただいま救急車に、病院に対してデータを送るシステムの有無ということで御質問を頂いております。

私どもは病院局におきまして、救急車から搬送病院への患者バイタルデータを送信するシステムということで、k - s u p p o r t（ケーサポート）というシステムを運用しております。全体のシステムの概要につきまして、まず御説明をさせていただけたらと思っております。このシステムでございますけれども、スマートフォンを用いました遠隔心診療支援システムを海部病院で導入をいたしまして活用しております。これは、もともとは病院内で撮影をいたしましたCT、MRIなどの画像情報を病院外でスマートフォンを持つ医師に提供をいたしまして、適時適切な指導を可能とする診療支援システムということで、常勤医の少ない海部病院におきまして、常勤医をサポートするシステムとして、もともと構築したものでございます。導入の経緯といたしましては、平成24年4月から徳島大学病院の脳神経外科医におきまして運用が開始をされまして、その実績を踏まえまして徳島大学の地域脳神経外科診療部が中心となっていただきまして、導入をしたものでございます。目的としましては、海部病院におけます若手医師等の診療支援体制の充実が一つ、もう一つは早期診断、早期治療によります救命救急体制の充実、救命率の向上を目的としたものでございまして、平成25年から開始をし、海部をサポートするという意味でk - s u p p o r t（ケーサポート）というふうに呼んでおります。

御質問の救急隊への配付の関係でございますけれども、これにつきましては現場におきまして救急隊にも専用のスマートフォンを所持してもらうことによりまして、患者が到着する前に患者様の容体とか、いわゆるバイタルサインでございますが、これに関する画像情報を先行して入手をいたしまして、より迅速に診断に着手できるように平成25年9月から運用を開始したところでございまして、配置をいたしておりますのは海部消防組合の消防本部、これ牟岐町でございます。それから、海南消防署、それから美波町の日和佐出張所、それから高知県でございますけれども、室戸市の消防本部の東洋出張所、そういった所の計4か所の救急車各1台ずつに配置をして、海部エリア等をカバーさせていただいているということでございます。

運用実績でございますけれども、救命士から医師への相談事例件数でございますが、運用開始から27年3月末までで延べ232件というふうな件数が実績として上がっているところでございます。

効果といたしましては、今まで救急隊が現地に到着してから病院へ到着するまでの間は病院側で得られます患者の容体でありますとか、心電図とか心拍数、そういったいわゆるバイタルサインに関する情報は限られておりましたので、病院到着後にそういった診断を行わなければならないというような実態がございました。しかしながら、救急隊へ配付することによりまして、救急搬送中に患者様の容体とかをムービーで撮影をいたしました動画を病院の担当医だけでなく、これは中央病院とか、徳島大学病院のベテランの医師にも配信をいたしているところがございますので、そういった所に一斉送信することによりまして、早い段階から多人数の医師が治療方針決定に参加できるというような効果が生じているというものでございます。

#### 長池委員

ありがとうございます。随分、進んでいるんだなということで、逆に私の勉強不足で失礼しました。ただ、何となくイメージは海部ばかりかなという気がしましたので、是非これはいいシステムであれば、県下全域で、またそういうのを取り入れていただけたらなど。距離的には近くても、本当にちょっとしたことで搬送が遅れたりする場合がありますね。特に、車両が入っていけないような所があります、県内至る所に。そこに1台車が詰まってしまえば、10分、20分余分にかかってしまうという中で、本当にそういうシステムがあるのでありましたら、どんどん導入していただきたいなというふうに思っておりますので、また御検討いただきたいと思えます。

あと手短かに、防災士のことで二、三伺いたしたいんですが、先日も文教厚生委員会のほうで私お聞きしたところ、高校生が今年初めて防災士の資格を取れるようにするというところで、教育委員会の実施の事業の中で行ったと。80名の定員で募集したところ、随分とやる気のある高校生、興味ある高校生がいたということで、実際は会場いっぱい117名ですか、受け入れたということで、試験もありますので合格したのが105名だったかな、12人がちょっと落第したんですが、また受けるということで。いいことだなと思って、ほかの委員さんからも、ああ、それはいいことだと言っていました。

今日は、防災士についてですが、どうも随分前から防災士、徳島はそれこそ他県に比べて少ないかなというふうな比較が提示されて耳にしたんですが、愛媛は随分多いと。何でこんなに差があるのかと聞いたら、徳島は厳しい、松山は何か簡単なんですみたいな話がちらっと聞こえてきたんですよ。同じ防災士の資格なのに緩いのと厳しいのがあるのかなというふうに思ったんですが、逆に言うと、しっかりと知識を身に付けてもらうという意味で、徳島の防災力を上げるという意味では、そんなに悪いことではないかなというふうには思ったんです。ただ、やはり高校生にも受けてもらうということで、県としてはいろいろ広げたいんだろうなと思えます。実際、一般の方が受けたら、何か5日ぐらい講習しなければいけないのかな。高校生は、事前の課題をちょっと多めに与えて、2日の講習でということで、何かそのあたりも、同じ県内でも受け方が違うのかなというふうな気がしました。試験も違うのかどうか、そのあたり現状どうなっているのかというのを情報としてお願いしたいと思えます。

野々瀬防災人材育成センター所長

ただいま長池委員から、徳島県内における防災士の養成に関しまして、2日間の講習もあれば5日間の講習もあるということで、仕組みについてということで御質問がございました。

まず、ちょっと御存じのところになるかもしれませんが、防災士と申しますのは平成15年度から制度が始まりまして、民間の日本防災士機構というところの民間資格ということになります。ですので、地域防災等につきまして、しっかりとやる意思のある方が一定の知識、技能を身に付けていただいて、資格を取っていただくということになっておりまして、ただこの資格を取ったからといって、何かが許される、禁止されていることが許されるわけでもなく、あるいは逆に防災士の方に何か義務が課されるというものではないと、こういった性格のものでございます。

そこで、養成に当たりましては、防災士機構のほうで研修センターというのを設けておりまして、こちらは出前の講座もしておりますので、全国各地で養成研修を行っております。あるいは私ども防災人材育成センターが採用している方法なのですが、防災士機構のほうから認定研修機関ということで、認定していただきました徳島大学と連携いたしまして、徳島大学に講座を設けていただいて養成を行っております。

そして、この資格につきましては、単に一発試験を受けたら合格するというものではございませんで、まず試験を受ける受験資格を得るために、一定の期間の講習を受ける。この講習の中には、先ほど救急のお話もございましたけれども、消防署などで受ける普通救命講習も必ず入っているということになります。一定の講習を受けた後に試験は全部同じだと思います。ただし、防災士機構のほうになさることで、実際試験問題とかは私どもには公表はしていただけないのですけれども、三択で何問あってということは、ホームページとかでも公開されております。

そこで、今委員が御指摘されましたように、2日間と5日間あるいは愛媛県よりも徳島県のほうがちょっと厳しいよという部分が、正に講習の部分でございまして、日本全国出張をして、それで研修を行っております研修センターのほうでは、たしか12時限、普通救命講習を除きまして12時限、12時間です。2日間、1日6時間の2日間と、そしてそれに先立ちましてテキストがございますので、テキストをお送りして先に事前勉強、レポートなどがあると、それでもって受験資格ができるという形でなさっております。

私どもが、徳島県内で唯一の認定研修機関でございます徳島大学と協働して行っておりますのは、これが時限数でいいましたら23時限ございまして、ですので5日間ということになります。これにつきましては、必要とされる内容はもちろん踏まえた上で、徳島県内の災害の状況ですとか、あるいは例えば研修センターのほうで行っていらっしゃるのには災害医療とか、そういった項目はないのですけれども、そういった内容を入れて徳島ならではの、地域に合った充実したものにさせていただいております。と申しますのも、もともと私どもが県が事業といたしまして防災士の資格が取れる講座を行っておりますのは、目的は防災士の育成、養成ではなくて、自主防災組織等で地域の防災リーダーになっていただく方に手を挙げていただいて、それに必要な知識、技術を得ていただくということになりまして、そこで全国的にも通用する防災士という資格が取れる講座を活用するというこ

とになっております。ですので、こちらのほうも条件が付いておりまして、最初、これ平成17年度からスタートしたんですけれども、その際は、まず受講できるのは市町村の推薦がある方だけということで、これが好評でありますし、皆さん方の意識も高くなっておりますので、一般の方も受け付けするし、それから平成26年度からは県職員も、特に新規採用職員を中心に受講するというようになっておりまして、あくまで徳島県の地域防災に活躍していただく、徳島県の状況も知った人を養成し、実は一般の方、一般で募集した方も、これ受講するには最終的には受講し終わったら、お住まいの市町村にこういう名前の方がここにいらっしゃるということは、ちゃんと申し上げて構わない。それで今後協力する意思があるということで受講していただくと、こういうことになっておりますので、内容的には違うものとなっております。

#### 長池委員

すごく理解しました。最後に一つ。教育委員会のほうは高校生の防災士を育てるということで、たしか4年で500人と言っていたかな。何かそういう目標があったように思います。今回120人ほど受けていますので、同じようなペースでいけば500人になるのかなというふうに思いますが、最後、県としては何かそういう人数の目標とか、今後の展開をどうされているのか、それとやっぱり5日もあって受講料も結構高いですね。6万か、7万か、5万か、よく分かりませんが、結構高いので受けにくい。ハードルも高いので、それを下げずに、リーダーを育てていくのか。逆に防災士というものを目指してもらいやすい、または取得して自覚をしてもらいやすいような体制にするという意味で、またちょっと変えていくのか、そのあたり今後の展開を一言お願いして終わりたいと思います。

#### 野々瀬防災人材育成センター所長

ただいま長池委員から、今後の防災士の例えば人数などの目標であるとか、あるいは養成した防災士の皆さんが、ほかにどのような御活躍をしていただくのかといった今後の展開についての御質問を頂きました。

まず、現状の人数を申し上げますと、私どもの養成事業以外にも御自分で受けられる方もいらっしゃいますので、平成26年度末の徳島県におきます防災士の登録者数といえますのは、これ先ほど言いました防災士機構のほうの発表で、ホームページなんかでも見られるものなんですけれども、これは1,116名ということになっております。これが人口のこともございますので、目安で申し上げますと、人口10万人当たりには割り戻したりしますと、全国7位というようなことにはなりません。人数の目標でございますけれども、これを平成30年度末までには2,300人、ここまで順調に今申し上げました養成講習等を行いまして、増やしていきたいというふうに考えております。

人数だけではなくて今後の展開、何が大事かということなんですけれども、ちょうど今年度、9月からもうスタートしたんですけれども、私どもが養成した防災士、それからそれ以外の一般の防災士の方も含めまして呼びかけまして、防災啓発サポーターということで、私ども防災センターを持っておりますので、お近くでこられる方であれば、私たちがいろいろなイベントなどでレクチャーとかをしている時に、その時にちょうど観光地のポ

ランティアガイドみたいな格好で、防災士の方に、民間の一般の方にレクチャーをしていただく、こういったサポートをしていただく防災啓発サポーターの制度をスタートいたしました。それで、こちらはお近くの方、またお時間がある方にはきていただけますし、あるいは、最近職場でも防災士を取っていらっしゃる方もいらっしゃるのです。そういう方は難しいですが、ただ、これからしっかり県内の防災士同士の交流、あるいは防災士同士の交流を通じて、自主防災組織に属していらっしゃる自主防災組織の活動状況もお互い情報交換ができるようにということで、必ずしも私どものセンターでレクチャーができない方でも、1年間ぐらい自分の防災士としての活動状況を報告していただいたり、情報交換をするとか、あるいは、何か防災に関して新たな制度ができたりとか、そういったときに身近な方にお伝えしていただく、そういったいながらにしてできるようなサポートも一緒にしていただくということで、これから防災士の方々と連携をして、ますます地域防災力の充実、強化に励んでまいりたいと存じます。

#### 長池委員

私も取りたいなと思っているんですが、なかなかスケジュールが合わない部分もありまして、ここにいらっしゃる方全員が防災士になってもいいのかなというふうに思っておりますので、是非どんどん進めていっていただきたいなと思います。

#### 須見委員長

午食のため委員会を休憩いたします。（12時07分）

#### 須見委員長

それでは、再開いたします。（13時13分）

#### 西沢委員

実は、この前の洪水でもそうだったんですけども、最近よく見かけるのは、津波の避難路、避難路をいろいろあちこちで造っているんですけども、造り方を間違えると違う災害を引き起こすと。例えば、この前の大きな雨でも階段を山の上まであるんですけども、山の山のほうから階段が水路になってどんどんと流れてくるんですね。そういうのが1か所ではなくて、あちこちに見受けられるんですよ。

それから、そのためにいろいろ多くの木を伐採していますね。伐採したら、その木が腐ってきて、根が腐って、その中に水が入って行って、それで崩れると。やはりもっと何かしなくてはならないのは当然しなくてはならないのだけど、やり方そのものをもっと慎重にやるような方向じゃなかったら、避難路を造るという目的はそうなんですけども、それ以外のことも十分考えた中での対策、特に県、市町村もやっていることもありますけども、一般の方もいろいろやられていますから、そこらあたりの一般の方がやられるに当たっては、そういうアドバイスもやりながらやっていくべきなのかなと。もっと早くこういうことを言うべきだったのかなと。かなり太く、海部郡ではもう造り上げていますから、今更かなと思ってしまうんですけども、最近そういう事例が出てきていましたので、どうなのか

など。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

避難路の整備に伴う水路というか、水害等の別の災害、危険性が高まっているという御指摘でございます。

こうした御指摘につきましては、確かにそういう一面がございますので、早速市町村に今週ちょうど市町村を集めまして周知をする機会がございますので、まずそこでそういう御指摘をお伝えして、さらに市町村から住民の方へ、マイ避難路というものが県南のほうではかなり取り組んでいただいておりますので、ここ数年2年間ぐらいは極端な降雨等を考えますと確かにそういった面、別の災害につながりかねないという点がございますので、あわせて住民の方への周知も協力依頼をしていきたいと考えております。

#### 西沢委員

それを基にゼロから考えて、どういうふうな工法にすればいいのかというのはなかなか難しいんですよ。当然、上から階段を造るのは簡単なんですけども。水路にしないためにどういうふうに雨の水を分散させていくか、非常に難しいですね。やはり、これは専門家にそういうことをもっと研究してもらって対策、方法論、山の上で降ったものが水路にならないような分散の方法の仕方をやっぱり研究してほしいですね。ほかに流せる分であれば、被害がないような方法で流すとか、残念ながら下に降りてくるんだったら、それを下に大きな水路を造って、そこへ向いて流す方法論とか、いろいろやり方があるんでしょうけども、まずは下に流さないような。降った所は、それを分散させて処理するようなやり方というのは、まずやらなければならないのじゃないかと。そうでないと集中すればどこかに大きな被害が出てきそうな感じがしますので、そういう専門家とまず話をしまして対策を練ってほしいなど、そういうことを思います。市町村に言っても多分やり方というのは難しいと思いますよ。やり方があるんでしょうけどもね。よろしく頼みます。これはこれで終わっておきます。

それから、先ほど携帯の話をしましたけども、実はずっと携帯の電波塔を見ていましたら、電波塔まで行くのに、山の上にありますから、それも道なき道を造っているわけですよ。やっと上がれるような道を造っている。ということは大きな災害、地震になればすぐに行けなくなると。やっと上がれるような道を専用にすごくいい道なんか金をかけて造れませんから。うさぎの道か、けもの道みたいな所が多いような気がするんですね。じゃ、災害のときにどうするんだと。電源はどうなっているんだと。多分、バッテリーがあっても、余りもたないんじゃないですかね。そこになかなか行けないもんだから。行くとしたらヘリコプターで行って、ひもで背負って行かななければならないような、その上に広場はそんなになんかと思うのでヘリコプターが降りれるような広場もないし、だから行くに行けないんじゃないかなど。何か調べてみたら、最近代用というか、徳島市内と鳴門市内に1か所ずつ、何か別の大きなアンテナを立てたんですかね。それでかなりカバーしていると言っていましたけども、鳴門と徳島市内なので県南のほうは無理かなど。そういう今あるアンテナをカバーするのにどういうふうを考えているのかなどと思うんですけどね。これは、

そういう会社のことによるんですけども。でも災害のときの電話のことですから、県もこういうことを考えなければいけないのじゃないかなと思うんですけどもどうでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

携帯電話各社の災害対応、これは東日本大震災以降、幾つか施策を講じておまして、まず一つ目にバッテリーのもち、これを東日本前は3時間とか、6時間とか、そういうふうな時間数であったと聞いておりますが、これを倍もしくは24時間もつような形に容量を増やしているというお話は聞いております。ただ、実際に同時多発をした場合には電力会社のほうも復旧に関しましては先ほど委員からも御指摘がありましたように、なかなか通電するまで、全域を通電させるというのは難しゅうございますので、災害の初動において一定使える時間を増やすというふうな対策になろうかと思えます。

それから、もう一つ、アンテナに関しましては、これも全ての基地局をやっているわけではないと思うんですけども、通常の電波が飛ぶ範囲というのは、百数十メートルとか、それぐらいと聞いておるんですが、それを大エリア制と言うんです。出力を上げて届く範囲、少ないアンテナの数で届く距離をカバーするというふうな政策も講じていると聞いています。

西沢委員

大エリア制で、今徳島県では徳島市内と鳴門市内、2か所と聞いています。思うんですけど、大エリア制を全部になかなかしにくいのであれば、例えば県南の全部をカバーできなくても、そこそこカバーできる所に上がっていく道を整備すると。ちゃんと整備して、まさかのときでもそこへ上がって行って非常電源なり、非常電源装置なり、バッテリー交換なりして。そこで24時間といわずにできるだけ続かせて、全部がそれが携帯が通じなくても、拠点拠点で、ここへ行ったら通じるというところをあちこち作っていくと。方法はないでしょう、それしか。今の所を全部代わってできませんからね。それでさっき言った徳島市内と鳴門市内の案をもっと南のほうでやって行って、全部カバーできるのならそれでいいですけど、なかなかそれ金がかかりすぎて、できる分じゃないかなと思いますから、まず拠点的に上がっていける道路の整備をしていただけたらいいのかなと思うんですけど。

坂東とくしまゼロ作戦課長

改めまして、携帯基地局の携帯各社に現在の整備状況を確認すると同時に、委員から御提案いただいております整備それから拠点ごとの通話エリアの確保というものについて要望していきたいと考えております。

西沢委員

上がって見たんですよ。1か月ぐらい前に。牟岐町のそういう基地局を。基地にアンテナが四つぐらいの各社が一つの所に、山の所にもありました。高さが300メートルぐらいかな。私の同級生がその山を持ってまして、道も自分が整備したんです。それを年間幾らで貸してくれと、各社が。上がって見たんです。軽のトラックで上がったんですけども、

それこそ大変。上がって、下がって、上がって、下がってとか、崩れておったりとか、もうこれはダメだなと。これは個人一人が整備した何百メートルも整備した道ですから、まともな道路とはいえない所でした。災害になったら100パーセントアウトだなと。4社ぐらい、その山にあるんですよ。これはもうアウトだなと思いました。だから、拠点拠点でそういう通じるエリアを確保してほしいなと思いました。終わります。

#### 元木委員

私のほうからは、いざ災害が起これば、必ずや必要とされる建設業の担い手の確保についての御質問をさせていただいたと思います。

この度の東みよし町における大雪の災害におきましても、建設業の若手の方を中心に活躍をされて、除雪ですとか倒木対策等がなされたという話もお伺いしておりますけれども、地元の今公共事業費が削減される中で、業者さんの話によりますと、なかなか若い方を確保して育成していくことが今難しい時代に入っていると、何とかしていただきたいというのが、御要望も出ているところでございます。こういう中で、国においても若手、例えば40歳以下の方を増やしてですとか、様々な取組をされているという話はよくお伺いしておりますけれども、これまでがどういった政策を若手の確保策に関してとってこられたのか、そしてそういう説明に対して県もどういった呼応の仕方をしてこられたのか、そしてどういった効果があったのか、現状の数値等もお示しいただきながら御説明いただけたらと思います。

#### 大和砂防防災課長

ただいま元木委員から、建設業の担い手の育成の取組状況についての御質問を頂いております。

建設産業は、本県の基幹産業として地域の経済や雇用を支えるとともに、災害時には救援活動や応急復旧活動を通じまして、地域住民の生命財産を守るなくてはならない産業でございます。しかしながら、近年の建設投資の急激な減少に伴う競争の激化等によりまして、経営環境が悪化し、建設業就労者の減少、さらには次世代を担う若年労働者の建設業離れ、それに伴う高齢化といった構造的な問題が起こってきております。このため、県ではこれまでも担い手確保、育成の取組といたしまして、国家資格でございます1級土木施工管理士の取得を支援する講習会などを実施してきたところでございます。これに加えまして、本年度におきましては、建設企業で働く若手技能者を対象に重機の運転、現場での必要な基本的な実技訓練や資格の取得を目的といたしましたフィールド講座モデル工事、建設産業への入所希望者を企業間で期間雇用をいたしまして実践的な研修を行う建設業入職促進事業、また高校生を対象にいたしましては、県発注の工事現場で実際に作業を体験していただく職業体験、小学生を対象にいたしましては、アーチ橋の組立体験などの建設業の仕事や防災について分かりやすく説明する出前講座などを実施しております。

また、今後とも建設業の若者にとって夢のある産業となるように魅力を発信するとともに、あらゆる工夫を重ねまして担い手の確保育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

## 元木委員

数値的なものも併せてお教えできればお伺いをしたかったですけれども、また後日資料等で今の県内の若手の方の比率ですとか、実際の数字等がありましたら教えていただけたらと思います。

それと併せまして、今回の災害でよくお伺いしたのが、建設機械を保有している業者さんが保有している台数が近年減少傾向にあって、リースに頼っている割合が増えてきていると。それに伴って、いざ発災時に自由に動かせる機械が少なく、そういった課題もあるんじゃないかなという話もお伺いをしているわけでございますけれども、この問題については各業者さん、各建設業者会社さん自体の体力を上げていく以外にまず道はないんじゃないかなと思っておりますので、こういった点も踏まえて、是非、業としての建設事業所をしっかりとサポートしていただいて災害に強いまちづくりに資する取組を継続して行っていただきたい。効果のある施策を打ち立てていただきたいということを要望させていただきたいと思っております。

あと、今年は関西広域連合議会のほうにも参加させていただいております、今の関西広域連合の基本戦略においても、関西で東京と同様に今防災庁を創設していった、双眼構造体制の確立を目指すというようなことを一つの大きな目玉としているところでございます。その中で、防災に関する専門的な人材育成等を行う機関の拡充とともに全体の防災体制の双眼化によって、防災人材をしっかりと関西全体で育成していこうじゃないかというようなことがうたわれているわけでございます。

このような中で、先ほども防災士の資格取得のお話もございましたけれども、先般の報道によりますと松山市のほうでは防災士の資格取得率の高い背景として、市町村の取組が熱心であるというようなことも上がっているわけでございますけれども、最近では例えば警察署の警察官の方に率先して防災士の資格を取得していただいているというような話もお伺いしております。今日は、ちょうど教育関係者もおいでますし、医療、福祉、災害のときに駆けつけてくださる方々を所管しておられる各部局の方々がおそろいになられていますので、是非皆様方、それぞれの分野、立場で防災士資格取得が少しでも前に進んでいくように働き掛けを行っていただきまして、それぞれの組織独自で取り組んでいただけたらと思っておりますので、これは要望とさせていただきたいと思っております。

それと、先日も日赤のほうに勉強会に行かせていただいて、いろいろな勉強をさせていただいたわけでございますけれども、先ほどもちょっとお話が出ていた衛星携帯電話について、私のほうからもお伺いというか、要望もしたいんですけれども、孤立が懸念されておられる集落の方々とお話をしておりますと携帯電話維持所有することに対してのコストもかかっているというようなこともありまして、高齢者のみの世帯の方は携帯電話を持たれていない方も結構いらっしゃるんですね。そういう方はもう固定電話のみに頼って、いざ固定電話が何らかの停電等の原因で連絡が全然できなくなったときに、やはり何らかの通信手段があつたらいいなというような話がありまして、そういう中で衛星携帯電話を是非導入して支援していただきたいというようなお話もあるわけでございます。日本赤十字社においても、衛星携帯電話が495台と、500台近くをもう常に常時で保有されているわけ

でございますけれども、こういった孤立のおそれのある集落に対して、何らかのそういった面からのサポートを県としても取り組んでいただけたらと思っておりますけれども、御所見をお伺いできたらと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

孤立集落における通信確保の御質問でございます。

私どもとしまして、孤立集落の対策としまして、現在ヘリポートの整備とともに通信の確保としまして衛星携帯電話だけでなく簡易無線等の整備、これは市町村への補助ということになります。市町村が整備をして、それを地域に貸し出す、地域に設置をしておくというふうな形になりますけれども、そういうふうな事業を行っております。衛星携帯電話については、やはり月々の固定費というものがかなりかかりますので、なかなか配備が進んでおりませんが、今年度から簡易無線、これはアマチュア無線などの機器につきましても対象としておりますので、特に西部圏域におきましてはアマチュア無線の免許取得者の方もたくさんいらっしゃって、台数についても既に500台ぐらい整備をいただいていると、市町それぞれ整備をいただいていると聞いておりますので、そうしたものと相乗効果を上げていただけるように、市町村のほうにも働き掛けております。

元木委員

是非、市町村と連携の下、より充実した支援を行っていただきまして、少しでも多くの方々が安心感を得られるような通信体制の整備についても、先ほどお話がございました不感地域の解消という面も含めて進めていただきたいということも、私のほうからも要望させていただきたいと思っている次第でございます。

あと、先ほど救急車の話もございました。私も救急車が、もうサイレンが鳴らない日を聞かない日がないぐらい本当に救急車の稼働台数というのは上がっているなというのは日々実感しているところでございます。タクシー利用というような批判もございますので、そういった点、住民の方々にも啓発をしていただきながら効果的な救急車の利用も進めていただきたい。加えましてドクターヘリというのも関西広域連合においても本県がリーダーとして取り組んでいっているわけでございますけれども、これについてもかなりお医者さんが実際に乗ったりしてコストも掛かっている状況も聞いておりますので、有効な利用を進めるとともに私の出身地である県西部にも充実したドクターヘリの運航体制などをとっていただきますように、格納庫の配置も含めてお願いできたらと思うわけでございます。県西部というのは三峰に囲まれて、例えば中越地震に代表されますような中山間地型の地震災害を想定する必要があると言われております。こういう中で、地元の三好病院の方なんかもチームを作って研究会を進めていただいているわけでございますけれども、訓練手法の検討ですとか、運用をはじめとした勉強会とか、独自の訓練をやっけていかれることと聞いておりますけれども、県西部独自のこうした地震災害に備えた取組を今後どう進めていかれるのか、そしてまた医師不足というのが特に西部のほうではいつも言われておりました、救急車で救急搬送されても、例えば専門の心臓のお医者さんがいないとか、ちょうどその日は休みの日であれば看護師さんしかいなくてなかなか診てもらえずに、結局ヘリで

三好病院に運ばれてきているのに、日赤ですとか、徳大病院とか、そういった所に行ってしまうというケースもお伺いしております。こういう中で、保健師さんや看護師の医療行為の拡大というようなことも関西広域連合でも議論されておるわけでございますけれども、こういった点について県としてどういった課題解決に向けた取組を行っていかれるのかお伺いいたします。

#### 原田医療政策課長

ただいま元木先生のほうから県西部の医療従事者の養成確保等について御質問いただきました。

今、我々が取り組んでおりますのは、寄附講座という形が一つございまして、これは徳島大学に寄附をする形で医師の確保を図っているところでございます。また、地域枠ということで奨学金を貸与いたしまして、これにつきましても平成29年度より卒業生の方が現場に配置をされると、Ⅲ群病院といたしまして、県西部の病院に配置をされるというふうな動きにもなっております。

また、看護師の方につきましても、奨学金等を貸与いたしまして、養成確保に努めておるところでございます。特に、地域枠につきましても、早晚現場に医師の方が出てこられるということになりますので、我々としてもそこのところに期待をいたしているところでございます。

#### 元木委員

最近では、高校等の関係者とも話をしていますと、DMAT（ディーマット）ですとか、そういった部分で救命救急士ですとか、災害時に活躍できる看護師になりたいというようなことでいろんな資格を取られたり、言語聴覚士ですとか理学療法士、また作業療法士といった特殊な能力を持った人材というのも求められていて、そういった分野の就職を希望されるニーズも高いとお伺いをしているわけでございます。こういう中で、是非こういった県西部ですとか、徳島県全体もそうですけれども、県立病院さんにおかれましても、そういった専門職種を持った方々の採用ということも是非視野に入れて災害時の様々なニーズに応えられる体制を整えていただけたらと思っている次第でございます。災害時障がい者支援ハンドブックというのも充実して、読ませていただいたわけでございますけれども、実際災害が起こって、避難所にいろんな方が避難されて、それに対していろんな職種の方々がやっぱりいろんなニーズに応えられる体制を常に整えておくことが大切だろうかと思います。そういう意味におきましても、より積極的な医療特殊分野からの支援というのをお願いをする次第でございます。

最後になりましたけれども、この度、全国災害ボランティア議員連盟という組織がございまして、そちらから災害時のボランティアに行く方々の交通手段を、交通費の負担等を和らげるための請願というのを出させていただいているところでございます。例えば、私自身も東日本の時は少しボランティアを経験させていただいたわけでございますけれども、災害ボランティアバスですとか、日赤の共同募金ですとか、こういった費用も生かしながら、この度の鬼怒川でもかなりのボランティアの方が行かれたわけでございますけ

れども、こういった方の力も有効に活用できる体制づくりということも併せて県としても関心を持っていただきたいということをお願いいたしまして終わります。

#### 岡本副委員長

事前の委員会で二つ質問をいたしました。今日もそうなのですが、達田委員さんや西沢委員さん、また元木委員さんから非常に貴重な質問が続いているなど思っていました。事前の時に申し上げたんですが、でも予算がないなという話をしました。あえて時間がなかったのもっとほかにも理由があって答弁は求めませんでした。

でも、少し整理をしておく必要があるんで、一つは勝浦川に堆積している砂利を高速道路の新直轄道路の盛り土に使っていただいたら、多分、両方その土を取れば堤防も長もちするだろうしという、そんな質問をしたんですが、それは早速動いていただいて大きく動き出して、正に詰め段階に入って、これはやってくれるということなんで非常によかったなということで、もうこれはできることは答弁いりませんから。

ということで、もう一つは鬼怒川の発生した堤防の決壊等を受けて、いろんな調査とか補正予算を付けたらどうですかというお話をしました。国が、国会とか、内閣改造とか、いろんな状況があって今正に煮詰めているところであって、まだかなりまとまっていないという状況の中なので、現時点でそのことはどのようにお答えいただけるのかなということでごく簡単に結構ですからお願いします。

#### 北川河川整備課長

さきの事前の防災委員会でも、皆様より河川に対する御質問を副委員長からも必要な予算を確保し、迅速に対応していくべきでないかといったことで頂いたところでございます。このため、まずは今現在、お認めいただいている当初予算及び6月補正予算の早期執行を指示しているところでございます。また、無堤地区の解消、漏水箇所等の堤防補強や河道の拡幅等を実施し、堤防の安全性や治水安全度の向上に努めてまいりたいと考えております。今現在、国におきましては9月10日に発生した鬼怒川の堤防決壊について原因究明を行うための鬼怒川堤防調査委員会を9月28日に開催したところでございます。今後ともこういった国の動向等アンテナを高くして、今後どのような対策が必要になるのかといったところをしっかりと見極めて、それにまた必要であれば、必要な予算を確保して、しっかり対応していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

#### 岡本副委員長

国の動きを見ながら、必要な予算を確保していくという答弁を頂いたんで、現時点ではそれで了解なんですけど、今日もそうなんですけど、事前の時もそうなんですけど、何でそんな話をしたかという、今皆さんは今回の補正予算というのは88億円というのが新聞に載っているよね。県民もみんなそう思っているんだけど、中身というのは、正に阿南の医療の基金の問題とかが多額入っていて、ずっと引いていくと通常ベースでいうと投資的経費19億円といわれているんです。見方によればね。

でも、そこからさっきの話を引いていっていくと多分5億円ないんですよ。88億円のう

ちで投資的経費というのは5億円に満たないと私の計算ではなっています。それはやっぱり不自然です。こういう状況の中では。阿南の問題は別として、もう一つどういうことがあるかという、50億円を財政調整基金に積み立てるということになっている。それはそれでいいですよ。でも、財調に積み立てるという意味を皆さんが十分理解をしていただかないと、さっき言った必要な予算を確保することにならないんですよ。そのことを特に言いたくて。

もう一回言いますよ。50億は財調に積むんですよ。次でも、次の議会でもちゃんとそれを使えばいいんであって、使えばいいとか使わなきゃいけないんです。予算だから。しっかりやらなかったら安全、安心は守っていけないですよ。そんなことを言いたかったんです。今日は、海野政策監がきていますから、非常にそういう面ではそれは得意なんです非常に期待をしていますが、必要な予算はしっかり付けていく。それが一つの防災の委員会だと思うんですよ。繰り返して言いますが、今出てる予算というのは本当さみしいんですよ。そんなことのないように、これから頑張っしてほしいなと思います。

全部答弁いりませんか。せっかく立ったんですが、例えばライブカメラなんていうのも僕この委員会で大分質問しています。多分それはできると思うんですよ。できると思うんだけど、なかなかね。これも答弁いりません。でも、できると思う。だから、しっかりいろんな意見は何とか実現するように努力してほしいなと思います。

もう一つ、救急車の話で長池委員が言った上勝から遠いんだな。上勝から遠いんだけど、勝浦とか近くの人でも、これも認識やってくださいね。勝浦町は徳島上那賀線と阿南勝浦線しか大きい病院に行く道がないんです。悲しいかな、両方ともあと7分で日赤に着く、あと7分で阿南共栄に着くという所の道路がしっかり潰れるんですね。この前もこんなことがあって、徳島上那賀線をずっときて、オキノという所で救急車がいたんだけど、道路が通れなくて、連絡として徳島のほうから救急車がきて、救急車と救急車をつないで行ったという、そういう箇所がまだあるんですね。救急車の回数は、僕はあれ正しいと思うんですよ、あのくらいで。でも、そんな箇所がいっぱいあって何を言われるかといったら、津波が起こるといとき、小松島の人が勝浦と上勝に早く行けるきれいな道を造ってほしいと言われました。今度は、土砂災害云々とかいろいろあったら何か反対のことも言われて、道路をちゃんとしていないと防災はうまくいかないなと、河川と道路をそんなふうにするので、もう一回言いますが、しっかりと対応してください。よろしくお願いします。

#### 須見委員長

以上で質疑を終わります。

次に請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第4号の3「ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

#### 佐野教育長

①の一、「各市町村の小・中学校の校舎耐震化率100パーセントをめざし、県として十分な財政措置をすること」につきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者であ

る市町村が国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成20年度末の約55パーセントから大きく進捗し、平成26年度末では、約98パーセントとなりました。国では、これまでも耐震化に係る補助制度の拡充や地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところであります。県といたしましては、国に対して更なる補助制度の拡充や予算の確保について重点的に要望を行ってまいりました。平成27年度につきましては、予算枠が厳しい中、耐震化に係る要望については、全て採択されたところであります。また、国の補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設しております。

①の二、津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震に備え、児童生徒が主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、避難訓練等の充実を図るとともに児童生徒の安全な避難場所の確保に努めております。

#### 須見委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

#### 達田委員

耐震率100パーセントというのは、まだ実現しておりませんし、また、2につきましては、安全な避難場所の確保と、ただ避難できる場所があったらいいというのではなくて、例えば、裏山とか前山に逃げ場所を造っていただいていますけど、ここで夜を過ごさなければならぬとなると、雨、風をしのぐ場所、また、水とかトイレの場所とかもいるわけですので、ここに書かれていますのは、安全な避難場所の確保に努めてくださいという意味でございますので、是非これは採択をしていただきたいと思います。

#### 須見委員長

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

**【請願の審査結果】**

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第4号の3

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。（13時52分）